

許可番号

派 23 - 090020

許可年月日

平成 14年 4月 1日

労働者派遣事業許可証

氏名又は名称 ホームックス 株式会社

住所 愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地

事業所の名称 ホームックス 株式会社

事業所の所在地 愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地

有効期間

令和 2年 4月 1日から

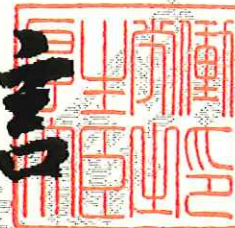
令和 7年 3月31日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明する。

令和 2年 4月 1日

厚生労働大臣

加藤勝信



令和 2年 4月 1日

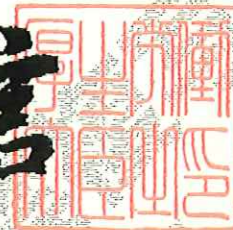
労働者派遣事業許可条件通知書

ホームックス 株式会社

殿

厚生労働大臣

加藤勝信



平成14年 4月 1日付け許可番号派23-090020の許可は下記の理由により次の許可条件を付して行う。

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取り消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

（許可条件）

- 専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行うものではないこと。
- 派遣先における団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務について労働者派遣を行うものではないこと。
- 労働保険・社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うものであること。
- 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないこと。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないこと。
- 労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合においても、「許可基準」の所定の要件を満たすこと。
- また、労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合にあつては、届出を行うに先立って、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局に事業計画の概要及び派遣元責任者となる予定の者等について説明を行うこと。

記

（1、2、3及び4の理由）

労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を考慮する必要があるため。

（5及び6の理由）

許可後に届出により新設される労働者派遣事業を行う事業所においても、適正な事業運営を確保する必要があるため。

マージン率などの情報について

- ① 令和6年6月1日付け 派遣労働者数 5人
- ② 令和6年度 派遣先事業所数(実数) 1事業所
- ③ 令和6年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 58,835円(8時間 全業務平均)
- ④ 令和6年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 38,243円(8時間 全業務平均)
- ⑤ 令和6年度 マージン率平均 35.0%
- ⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

| 訓練種別 | 対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法 | 訓練費用負担額 | 賃金支給 有給・無給 |
|------------|------------------------------|--------|---------|---------------|
| 入社 雇入れ時教育 | 雇入時 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| コンプライアンス研修 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| ハラスメント研修 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| マナー研修 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 階層別教育 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |

キャリア・コンサルティング相談窓口の連絡先

相談窓口 管理本部 人事開発部 電話番号 0565-33-2468

⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

- ・退職金制度
- ・アニバーサリー休暇制度
- ・懇親会 会社補助
- ・保養施設利用

⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない
- 労使協定を締結している
- ・協定労働者の範囲 (当該派遣先事業)
 - ・協定書の有効期間終期 令和7年3月31日

会社名 ホームックス株式会社
許可番号 派23-090020